

事 務 連 絡
令和3年7月27日

建設業者団体の長 あて

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

飲酒運転の防止に向けた道路交通法等の遵守の徹底について

先般、千葉県八街市において発生した多数の小学生が死傷した交通事故については、現在、千葉県警察において捜査が進められているところですが、建設業許可事業者の子会社に勤務する被疑者から基準値を超えるアルコールが検出され、その影響により当該事故の発生に至った可能性が指摘されています。

道路交通法（昭和35年法律第105号）においては、業務に使用する自動車の使用者の義務として、運転者等に安全運転に関する事項を遵守させることや、運転者に飲酒運転や過労運転などをしないことを遵守させること等が定められています。加えて、業務に使用する自動車の使用者に対して、5台以上の自動車の使用の本拠ごとに安全運転管理者を選任する義務が定められています。

今般、建設業許可事業者の子会社がこのような交通事故を起こしたことを踏まえ、警察庁交通局交通企画課及び当省自動車局安全政策課より、別添1の事務連絡により、道路交通法の遵守等について、周知の依頼がありました。

つきまして、貴団体におかれましては、会員企業に対し、その子会社を含め、安全運転管理者の選任を始めとする義務の遵守の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、周知にあたっては、別添1の添付資料を活用ください。

【添付資料】

「飲酒運転の防止に向けた所管事業者等への周知について（依頼）」（令和3年7月27日付け事務連絡）【別添1】